

全日病発第 102 号
平成 30 年 6 月 1 日

会員各位

公益社団法人 全日本病院協会
会長 猪 口 雄 二

集合契約 A 特定健診・特定保健指導の受診にあたってのお願い

平素より、会務運営にご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 4 月より第 3 期特定健診・特定保健指導が始まったところですが、集合契約を利用する際に必要となる受診券、受診券（セット券）・利用券（以下、「受診券等」）について、「健康保険組合連合会」委託元保険者において「契約とりまとめ機関名」欄に標記すべき項目が、以下の通り、第 2 期までの表記のまま発券・送付されているケースが発生しているとの連絡が別紙の通りございました。

表記例：

（第 3 期～）健保連集合 A① 集合 B① 健保連集合 A② 集合 B②
（～第 2 期）健保連集合 A 集合 B

「健康保険組合連合会」では、こうしたケースを把握した場合、再発券やシール貼付などを行い、第 3 期のルールに則った表記にするよう、該当組合へ都度周知を行っているとのことですが、既に送付済みで対応が間に合わなかった場合、誤った表記のままの受診券等を健診機関窓口へ提示することが想定されます。集合契約は、全国共通のルールに基づいて運用されるものであることから、誤った表記は認められるものではありませんが、制度の移行期であることを鑑み、誤った表記の受診券等が提示された場合であっても、特定健診・特定保健指導が受診できるようご配慮をお願いいたします。

以上

健連発第 244 号
平成 30 年 5 月 29 日

公益社団法人 全日本病院協会
会長 猪口 雄二 殿

健康保険組合連合会
副会長・専務理事
佐野 雅宏



集合契約 A 特定健診・特定保健指導の受診にあたってのお願い

平素より集合契約 A の円滑な運営に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、平成 30 年 4 月より第 3 期特定健診・特定保健指導が始まったところですが、集合契約を利用する際に必要となる受診券・受診券（セット券）・利用券（以下、「受診券等」）について、「契約とりまとめ機関名」欄に表記すべき項目が、以下の通り、第 2 期までの表記のまま発券・送付されているケースが発生していることが判明いたしました。

表記例：

- （第 3 期～） 健保連集合 A① 集合 B① 健保連集合 A② 集合 B②
- （～第 2 期） 健保連集合 A 集合 B

当会としては、こうしたケースを把握した場合、再発券やシール貼付などを行い、第 3 期のルールに則った表記にするよう、該当組合へ都度周知を行っておりますが、既に送付済みで対応が間に合わなかった場合、誤った表記のままの受診券等を健診機関窓口へ提示することが想定されます。集合契約は、全国共通のルールに基づいて運用されるものであることから、誤った表記は認められるものではありませんが、制度の移行期であることを鑑み、誤った表記の受診券等が提示された場合であっても、特定健診・特定保健指導が受診できるよう、貴団体に加入する集合契約に参加する健診機関に対し、特段の配慮をお願いする次第です。

なお、当会としましても、集合契約に参加する健保組合に対し、第 3 期の受診券等の券面表記について改めて周知を行っております。

担当：保健部保健指導業務グループ
電話：03-3403-0980